

令和 7 年 6 月 3 0 日
障害福祉部障害者施策課

江東区第二あすなろ作業所外 5 施設の指定管理者の選定手続きについて

江東区第二あすなろ作業所等については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」「江東区障害者通所支援施設条例」「江東区リバーハウス東砂条例」及び「江東区こども発達センター条例」に基づき、平成 1 8 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 7 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設名及び現在の指定管理状況

施設名	現在の指定管理者	指定期間
(1) 江東区第二あすなろ作業所	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
(2) 江東区亀戸福祉園	社会福祉法人 江東楓の会	
(3) 江東区あすなろ作業所	同 上	
(4) 江東区リバーハウス東砂	同 上	
(5) 江東区こども発達センター	特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所	令和 8 年 3 月 31 日
(6) 江東区東砂福祉園	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日

3 選定方法

○ 1 (1)～(5) 非公募による選定

(理由) 支援者と利用者の信頼関係が基礎となり指定管理者として実績を有するため

○ 1 (6) 公募による選定

(理由) 現在の指定管理者が次期選定に応募しない意向であるため

4 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和 7 年 8 月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理候補者の決定
令和 7 年 10 月	第三回区議会定例会において指定議案提出
令和 8 年 3 月	協定書の締結
令和 8 年 4 月	指定管理者による運営開始